

災害共済給付金の支給対象の明確化（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「学校、学校設置者及び児童生徒の保護者が誤解しないよう、配布資料を見直した上で周知徹底を図るべきである。」等の意見を踏まえて、平成25年9月6日に独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）にあっせんし、同年12月4日にスポーツ振興センターから回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

私の娘が高校で業者が実施する模擬テストを受け帰宅途中に交通事故に遭い、通院治療を受けたため、災害共済給付金の支給申請をした。しかし、県教育委員会から、業者が行う模擬テストは災害共済給付金の対象外と言われ、提出した申請書類が返却された。学校において教員立ち会いの下に学校行事の一環として受験した模擬テストなので、災害共済給付金を支給してほしい。

（注） 本件は、平成24年8月に熊本行政評価事務所に対して申出があった相談事案である。

（あっせん要旨）

スポーツ振興センターは次の措置を講ずる必要がある。

- ① 災害共済給付金については、業者が行う模擬テストの実施に関連して発生した事故についても、当該模擬テストが学校の管理下において実施されたものであるかどうかを個別案件ごとに審査して決定するものであることについて、学校、学校設置者及び児童生徒の保護者に誤解を生じさせないように、関係資料の見直し等を行う必要がある。
- ② 上記①の見直し結果については、今後、同様の誤解を生じさせないように、学校、学校設置者及び児童生徒の保護者への周知徹底を図る必要がある。



（回答要旨）

スポーツ振興センターでは、あっせんの実現に向けて、次の措置を講じたと回答。

- ① 学校及び学校の設置者向けに行われる災害共済給付制度説明会で配布する資料を平成25年7月より見直し、業者テストにおける災害についても、学校の管理下である場合は、災害共済給付の対象になる旨の取扱いについて説明を行っている。
- ② 上記①の見直し結果については、各学校の設置者宛てに、「『業者テスト』に係る取扱いについて」（平成25年7月1日付け日ス振学災第30号）を発出し、「業者テスト」に係る災害共済給付の取扱いについて周知した。
学校及び学校の設置者向けに年4回発行している「学校安全ナビ」（第16号、平成25年9月発行）に取扱いを掲載し、全ての学校及び学校の設置者へ配布し、周知した。
「学校安全ナビ」は、ウェブサイトに掲載し縦覧できるようにしている。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 花田 聡
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>